

蓮田市制施行50周年記念冠称及びロゴマークの使用に関する要綱

令和4年4月22日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、蓮田市（以下「市」という。）が令和4年10月1日に市制施行50周年を迎えることを記念し、市全体で市制施行50周年を祝う機運醸成を目的として実施する事業における蓮田市制施行50周年記念冠称及びロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(冠称の種類)

第2条 蓮田市制施行50周年記念冠称（以下「冠称」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 蓮田市制施行50周年記念事業
- (2) 祝 蓮田市制施行50周年

(ロゴマーク)

第3条 蓮田市制施行50周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）は、別表のとおりとする。

(著作権)

第4条 ロゴマークの著作権は、蓮田市に帰属する。

(対象事業)

第5条 冠称及びロゴマークの使用の対象となる事業は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 蓮田市制施行50周年を広く周知し、機運醸成が見込まれる事業
- (2) 蓮田市の魅力を内外に発信し、認知度の向上が見込まれる事業
- (3) 蓮田市を活性化させ、未来に向けた賑わいの創出が見込まれる事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

(使用者)

第6条 冠称及びロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、前条を満たす場合は自由に使用することができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用ができないものとする。

- (1) 市、冠称及びロゴマークの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不適當であると認められるとき。
- 2 市長は、前項にあたっては、必要な条件を付することができる。

(使用の期間)

第7条 前条の承認を受けた冠称及びロゴマークを使用することができる期間は、冠称及びロゴマークを使用する事業が終了する日又は令和5年3月31日のいずれか早い期日までとする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークは定められた色、形等を正しく使用し、デザイン素材の改変など、応用使用はしないこと。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- (2) 冠称及びロゴマークを使用した商品については、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録をしないこと。
- (3) 使用者の責めに帰すべき理由により冠称及びロゴマークの使用にかかわる事故、苦情が生じたときは、使用者が速やかに対処すること。損害が生じることがあっても、市長は、その責めを負わない。
- (4) 市長は使用者に、冠称及びロゴマークの使用についての説明を要求することができる。使用者はその説明責任を負う。

(使用料)

第9条 冠称及びロゴマークの使用料は、無料とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、冠称及びロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は決裁の日から施行し、令和5年3月31日限りで、その効力を失う。

別表（第3条関係）



カラー使用時



白黒使用時